

公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和7年11月27日

海田町長 竹 野 内 啓 佑

1 業務内容

(1) 業務名

海田町立小学校給食調理等委託業務

(2) 業務の仕様等

公募型プロポーザル募集要項及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで（2年間）

(4) 履行場所

海田町立海田小学校 （所在地 海田町昭和中町2番55号）

海田町立海田東小学校 （所在地 海田町浜角1番17号）

海田町立海田西小学校 （所在地 海田町南つくも町12番3号）

海田町立海田南小学校 （所在地 海田町大立町12番5号）

(5) 契約金の上限額

182,491千円（消費税及び地方消費税を含む）

2 公募型プロポーザル参加資格

(1) 応募事業者は、次の要件をすべて満たしていること。

- ① 法人格を有し、「海田町立小学校給食調理等委託業務仕様書」（資料1）の業務内容を確実に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。
- ② 1日2,000食以上を提供する学校給食調理受託実績があり、受託業務を継続的かつ安定的に遂行できる能力を有していること。なお、学校給食受託実績は、令和6年度における自校方式及びセンター方式による実績を指し、デリバリー方式による実績を除くものとする。
- ③ 学校給食の意義を十分に認識し、学校運営にも協力的であること。
- ④ 経営基盤の安定と危機管理等への対応能力と体制が構築されていること。
- ⑤ 衛生管理及び調理技術に関わる研修体制が整っていること。
- ⑥ アレルギー食、特別給食への対応体制を整備すること。
- ⑦ 学校給食の質の確保を図ること。
- ⑧ 地元雇用、地域の実情に十分配慮できること。

- ⑨ 製造物責任（P L）法（平成 6 年法律第 8 5 号）に基づく生産物賠償責任保険及び施設損害責任保険に加入していること。
 - ⑩ 海田町での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 次のいずれかに該当する者は、応募事業者となることができない。
- ① 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当する者
 - ② 国、公社・公団及び海田町を含む地方公共団体において、指名停止期間中である者
 - ③ 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始申立て又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - ④ 国税及び地方税（消費税及び地方消費税並びに法人市町村民税、固定資産税及び事業所税等）を滞納している者
 - ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員でないこと
 - ⑥ 過去 3 年以内に、学校給食調理業務又は大量施設調理業務において食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号）の営業停止処分を受けた者
 - ⑦ 食品衛生法第 5 9 条から第 6 1 条までの規定により営業許可を取り消され、その取り消しの日から起算して 2 年を経過していない者
 - ⑧ 次のアからウまでに掲げる届出の義務を履行していない者
 - ア 雇用保険法（昭和 4 9 年法律第 1 1 6 号）第 7 条の規定による届出の義務
 - イ 健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）第 4 8 条の規定による届出の義務
 - ウ 厚生年金保険法（昭和 2 9 年法律第 1 1 5 号）第 2 7 条の規定による届出の義務
 - ⑨ 海田町から現に指名除外を受けている者

3 公募型プロポーザル手続等

(1) 担当課

〒 7 3 6 - 8 6 0 1 広島県安芸郡海田町南昭和町 1 4 番 1 7 号
海田町教育委員会事務局学校教育課
電話 : 0 8 2 - 8 2 3 - 9 2 1 6
電子メール : gakkyo@town.kaita.lg.jp

(2) 説明書の交付期間及び交付方法等

- ① 交付期間 令和 7 年 1 1 月 2 7 日から令和 7 年 1 2 月 1 9 日まで
- ② 交付方法 海田町ホームページからのダウンロードを原則とする。

(3) 現地見学

現地見学は、下記期間において随時実施する。希望者のみ。

希望者は、下記期間内に、海田町教育委員会事務局学校教育課への電話連絡により、個別に日程調整、事前申込を行うこと。

- ① 事前申込期間 令和7年11月27日（木）から12月16日（火）17時
- ② 現地見学受入期間 令和7年11月27日（木）から12月19日（金）17時
- ③ 場所 海田小学校、海田東小学校、海田西小学校、海田南小学校
- ④ 留意事項

ア 現地見学の参加人数は1事業者につき3名までとする。

イ 給食調理場内の見学を希望する場合は、白衣、調理用帽子、履物を準備すること。

ウ 給食調理場内の見学を希望する場合は、立入る者の検便調査を実施し、その結果を提出すること（学校給食衛生管理基準に則り、現地見学を実施する前2週間以内の調査結果とする。写し可とする。）。)

エ 学校給食設備等の写真撮影は可とする。ただし、児童の個人情報については撮影不可とする。

(4) 参加表明書等の提出期間並びに提出場所及び提出方法

- ① 提出期間 令和7年12月5日から令和7年12月19日まで【必着】
※ただし、交付期間の海田町の休日を定める条例（平成元年6月30日海田町条例第12号）に基づく町の休日（以下「休日」という。）を除く毎日9時から17時まで
※持参の場合は、12時から13時までを除く。
- ② 提出場所 (1)に同じ。
- ③ 提出方法 持参又は郵送による（郵送の場合は書留または配達証明に限る）。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他 詳細は、公募型プロポーザル説明書による。

5 問い合わせ先

〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号

海田町教育委員会事務局学校教育課

電話 : 082-823-9216

電子メール : gakkyo@town.kaita.lg.jp